



Kumamoto City
News Release



令和7年（2025年）12月18日

熊本市火災予防条例を改正

～林野火災注意報・警報制度を新設～

今年2月、岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災は、広範囲の森林を焼失し、地域に深刻な被害をもたらしました。

こうした災害は全国で相次ぎ、私たちの暮らしのすぐそばに危険が潜んでいます。

総務省消防庁の調査では、原因の多くが「たき火や火入れなど人の行為」であることが判明しました。

少しの油断が思わぬ災害につながる可能性があることを踏まえ、林野火災予防対策を強化するため、熊本市火災予防条例を改正します。

1 改正の趣旨

市民の皆さんに予防意識を高めていただき、林野火災の発生を未然に防ぐため、より実効性のある対策を講じるものです。

2 改正のポイント

・新設制度：『林野火災注意報』『林野火災警報』

・施行日：令和8年1月1日

・制限等の内容：林野におけるたき火、火入れなど林野火災の原因となりやすい行為

3 制度概要

・林野火災注意報

少雨や乾燥で林野火災の危険性が高まった場合に発令

屋外での火の使用を控えるよう努力義務（罰則なし）

・林野火災警報

注意報条件に加え、強風注意報などにより林野火災の危険性がさらに高まった場合に発令

屋外での火の使用を制限（違反は罰則対象）

・対象行為

たき火、火入れなど林野火災の原因となりやすい行為（詳細は条例で規定）

4 林野火災防止に向けたお願い

今回の改正は、罰則による規制強化が目的ではありません。

注意報が発令された段階で、火災のリスクを少しでも抑えるため、火の使用を控えていただくことが重要です。

市民の皆様に広く周知し、予防意識を高めるために注意喚起を行うことが最大の目的です。安全・安心な暮らしを守るため、本制度への御理解と御協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

消防局予防部予防課

電話：096-363-0263

課長：西澤 裕司（にしざわ ゆうじ）

担当：林 はるよ（はやし はるよ）

本田 啓二（ほんだ けいじ）

熊本市火災予防条例の一部改正

令和8年(2026年)1月1日 施行

	林野火災注意報	林野火災警報
内 容	発令区域で屋外での <u>火の使用を控える(努力義務)</u> <u>(罰則なし)</u>	発令区域で屋外での <u>火の使用を制限(義務)</u> <u>(罰則あり)</u>
発令指標	① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下 または ② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ 乾燥注意報の発表	林野火災注意報の発令指標 + 強風注意報の発表
火の使用制限内容	1. 山林、原野等において火入れをしないこと。 2. 煙火を消費しないこと。 3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。 4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。 5. 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。	